

改正

平成25年 3 月29日 告示第23号

平成29年 6 月 6 日 告示第44号

白馬村社会福祉推進委員会設置要綱

白馬村社会福祉推進委員会設置要綱（平成12年白馬村要綱第10号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この要綱は、白馬村の社会福祉及び保健介護における関係機関が連携し、各種福祉等のサービスの調整及び計画的な推進を図るため、白馬村社会福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）福祉施策の調整に関する事項
- （2）福祉等サービスの提供に関する事項
- （3）福祉等サービスに係る情報交換に関する事項
- （4）地域福祉計画及び個別計画の策定及び見直しに関する事項
- （5）その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）社会福祉団体等の関係者
- （3）行政関係者
- （4）公募による村民
- （5）その他村長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 この委員会に、必要に応じて部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第23号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月6日告示第44号)

この告示は、公布の日から施行する。